

安全保障理事会

配布：一般

2018年2月26日

原文：英語

グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国：決議案

安全保障理事会は、

安保理諸決議 2014 (2011)、2051 (2012)、2140 (2014)、2201 (2015)、2204 (2015)、2216 (2015)、2266 (2016) および 2342 (2017) 並びにイエメンに関する 2013 年 2 月 15 日付け (S/PRST/2013/3)、2014 年 8 月 29 日付け (S/PRST/2014/18)、2015 年 3 月 22 日付け (S/PRST/2015/8) および 2016 年 4 月 25 日付け (S/PRST/2016/5) 並びに 2017 年 6 月 15 日付け (S/PRST/2017/7) の安保理議長諸声明を想起し、

イエメンの統一、主権、独立および領土保全に対する安保理の強い公約を再確認し、

現行の暴力を含む、イエメンにおける現行の政治的、安全保障上の、経済的および人道的課題、並びに武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用をもたらす脅威に懸念を表明し、

対話と協議を通して自らの相違を解決することを遵守し、政治的目標を実現するための暴力行為を拒否し、そして挑発を慎むというイエメンにおける全ての当事者に対する安保理の呼びかけをくり返し表明し、

適用可能な場合、国際人道法と国際人権法を含む、国際法の下での自らの義務を遵守する全ての当事者の必要性を再確認し、

国連主導の政治プロセスに対する彼らの継続した支援を表明しそして当事者に対し、国際連合特使との前提条件なしのまた誠実な協議を直ぐに再開することを促し、

イエメンの地区がアラビア半島のアル・カーイダ（AQAP）の支配下にあることまた一般住民に対する悪化している人道的影響を含む、イエメンと同地域の安定に関する彼らの存在、暴力的な過激主義のイデオロギーおよび行動の悪影響について安保理の深刻な懸念を表明し、イエメンにおけるイラクおよびレバントのイスラム国（ISIL、ダーシュとしても知られている）の増加している存在および将来の成長の可能性に懸念をさらに表明しそして AQAP、ISIL（ダーシュ） および全てのその他の関係を有する個人、集団、企業および団体により与えられた脅威のあらゆる側面に対処する安保理の決意を再確認し、

ISIL（ダーシュ） およびアル・カーイダ制裁一覧表へのアラビア半島のアル・カーイダと関連する個人の一覧表掲載を想起しそしてイエメンにおけるテロリスト活動と闘う著しい手段としての決議 2368（2017）の第1項における措置の強固な実施の必要性をこれに関連して強調し、

専門家パネルにより報告されたように、対象を特定した武器禁輸が課された後でイラン起源の武器がイエメンに導入されたことまたイラン・イスラム共和国が、指定された人または団体に対して、「射程延長型」短距離弾道ミサイル（ER-SRBM）、ER-SRBM 関連軍事装備および軍事装備と考えることのできる無人航空機（UAV）を含む、禁止された品目の三つの型の直接のまたは間接的な供給、販売または譲渡を防止するため必要な措置を講じなかったことにより決議 2216（2015）の第14項を遵守していないことに特別な懸念をもって留意し、

ヤンブー行政区にある石油精製所への 2017 年 7 月 22 日の攻撃、および近くの文民地区を攻撃したリヤドに対する 2017 年 11 月 4 日と 2017 年 12 月 19 日の攻撃、並びにアラブ首長国連邦に対して加えられたミサイル攻撃のフーシ派の主張に特別の懸念をもって、サウジアラビア王国に対するフーシ派による弾道ミサイル攻撃を最も強い文言で非難し、またサウジアラビアに対してこれらの攻撃を続けるという、並びに同地域の他の国家に対して追加の攻撃を加えるという述べられたフーシ派の意図に、深刻な憂慮を表明し、そして彼らが直ちに止めることを要求し、

同地域からの加盟国が、これに関連して果たすことのできる重要な役割を含めて、決議 2140（2014）と決議 2216（2015）に従って課された制裁体制の効果的実施の非常に重要なことに留意し、そして協力を更に強化する取組を奨励し、

対象を特定した武器禁輸を課している決議 2216 (2015) の第 14 項の規定を想起し、

人道状況の継続した悪化および全ての影響を受けた行政区域の住民に対する、食料、燃料および医療用物資を含む、人道用および商業用の物資の効果的な提供のためのアクセスに対するあらゆる妨害を深く懸念し、

人道関係者および極めて重要なライフラインとしての、ホデイダとサリーフの港を含む、あらゆるイエメンの港、空港並びに国境検問所を通った人道用および商業用貨物に対する継続した完全な、安全なそして拘束を受けないアクセスを確保することの重要性を強調し、そして 2017 年 11 月以前に同国に入っている人道用および商業用商品は、イエメン国民の必要性を満たすのに十分ではないこと、そしてそれ故必要性は 11 月以前の水準を超えて増加していることを認識し、

紅海における商用運送業および海上交通路に対する脅威を示しているやり方での機雷並びにミサイルおよび海上即席爆発装置 (WBIEDs) の使用を非難し、

専門家パネル報告書に含まれた勧告の、決議 2140 (2014) の第 19 項に従って設立された委員会 (以下「同委員会」) による、議論の必要性を強調し、

イエメンにおける事態は、国際の平和および安全に対する脅威を構成し続けていることを認定して、

国際連合憲章の第 VII 章に基づいて行動して、

1. 湾岸協力理事会イニシアティブおよび実施メカニズムに沿った、また諸決議 2014 (2011)、2051 (2012)、2140 (2014)、2201 (2015)、2204 (2015)、2216 (2015)、および 2266 (2016) に従ったまたイエメン国民の期待に関連する、包括的な国民対話会議に続く、政治的移行の完全かつ時宜を得た実施の必要性を再確認する。

2. 全ての当事者に対し、文民の更なる苦しみを防止するため、適用可能な場合、国際人道法と国際人権法を遵守すること、そして文民と民用物に向けられたあらゆる攻撃を止め、そして避け、またい

ずれにしても文民と民用物に対する被害を最小限にするためあらゆる実行可能な予防策を講じ、医療用施設と要員を尊重しまた保護し、そして国際法に違反した子どもの勧誘と使用を終わらせることを求める。

3. 決議 2140 (2014) の第 11 項と 15 項により課された措置を 2019 年 2 月 26 日まで更新することを決定し、決議 2140 (2014) の第 12、13、14 および 16 項の規定を再確認し、そして決議 2216 (2015) の第 14 項から 17 項の規定を更に再確認する。

4. イエメンへの商用運送業を促進している、国連照合検査機構 (UNVIM) に対する安保理の支援を強調し、そして追加の能力と資源を求める。

指定基準

5. 決議 2140 (2014) の第 11 項と 15 項および決議 2216 (2015) の第 14 項の規定は、同委員会により指定されたまたはイエメンの平和、安全若しくは安定を脅かす行為に従事しているかまたは支援を提供しているとして決議 2216 (2015) の添付文書で一覧表に掲載された個人または団体に適用されるものとするを再確認する。

6. 決議 2140 (2014) の第 17 項と決議 2216 (2015) の第 19 項に定められた指定基準は、弾道ミサイル技術を使っている発射または以下のものについて指定された個人または団体に対する直接のまたは間接の提供もしくは移譲を含む、イエメンにおける弾道ミサイルの使用に関連した何らかの活動を含む可能性があることを再確認する。

(a) S/2015/546 で指定されたような品物や技術；

(b) 機雷および海上即席爆発装置 (WBIEDs)；

(c) 地上配備型対戦車誘導ミサイル；

(d) 弾道ミサイルの製造、開発、品質向上または使用に関連する技術的専門知識；

(e) 指定された個人または団体に対する軍事装備の製造のために使用される構成物。

7. 決議 2140 (2014) の第 18 項を再確認し、そしてイエメンの平和、安全または安定を脅かす行為は、以下のことも含む可能性があることを再確認する。

(a) 指定された個人または団体に代わって、若しくはその指示で行動すること、または指定された個人または団体によって所有されているかまたは支配されている団体に代わって、若しくはその指示で行動すること；

(b) 指定された個人または団体に対して、財政的、物質的または技術的支援を、若しくは物品またはサービスを提供すること。

報告

8. 決議 2140 (2014) の第 21 項と決議 2216 (2015) の第 21 項に定められた専門家パネルの職務権限を 2019 年 3 月 28 日まで延長することを決定し、職務権限を再検討しそして遅くとも 2019 年 2 月 28 日までに更なる延長に関する適切な行動を講じる安保理の意図を表明した事務総長に対し、決議 2140 (2014) に従って設立されたパネルのメンバーの経験を、適切な場合、利用しつつ遅くとも 2019 年 3 月 28 日までに同委員会と協議して、専門家パネルの再設立のために可能な限り速やかに必要な行政的措置を講じることを要請する。

9. 専門家パネルに対し、同委員会との議論の後で、遅くとも 2018 年 7 月 28 日までに同委員会に対し中間の最新情報を、そして遅くとも 2019 年 1 月 28 日までに最終報告書を、安全保障理事会に提出することを要請する。

10. パネルに対し、安保理の制裁委員会の活動を支援するため安全保障理事会により設立されたその他の関連する専門家集団、とりわけ決議 1526 (2004) で設立されそして決議 2253 (2015) により延長された分析支援および制裁履行監視チームと協力することを指示する。

11. 全ての当事者および全ての加盟国、並びに国際的な、地域的なそして準地域的な機構に致死、専門家パネルとの協力を確実にすることを促しそして関係する全ての加盟国に対し、専門家パネルの構成員の安全と専門家パネルがその職務権限を遂行するため、とりわけ人、文書および場所に対する妨害のないアクセスを確保することを更に促す。

12. この決議に定められた措置の完全実施を確実にするため、必要に応じて、関係する加盟国との協議を開催することの重要性を強調する。

13. 決議 2140 (2014) の第 11 項と 15 項および決議 2216 (2015) の第 14 項により課された措置の効果的実施を目的として講じられた措置に関してまだ報告していない全ての加盟国に対し、可及的速やかに同委員会に対し、報告することを求めそして決議 2216 (2015) の第 15 項に従って貨物検査を行っている加盟国は、決議 2216 (2015) の第 17 項に定められたように、同委員会に対して書面による報告を提出することを要求されていることをこれに関連して想起する。

14. 監視メカニズムのための方法論的規準を明らかにするための可能な措置を議論している第 21、22 および 23 項を含む、最善の慣行と方法に関する制裁報告書の一般問題 (S/2006/997) に関する非公式作業部会を想起する。

15. イエメンにおける状況を継続的再検討の下に置き続けるという安保理の意図および進展に照らして何時でも必要とされる場合、措置の強化、修正、延長または解除を含めて、この決議に含まれた措置の適切性を再検討する安保理の用意があることを再確認する。

16. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。